

令和5年度岐南町障害者優先調達推進方針

令和5年6月8日策定

1 策定趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めるものである。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、町が発注する物品等の調達に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ①障害者の雇用者数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就労障害者及び在宅就業支援団体

4 調達を推進する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 調達の推進方法

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等から受注可能な物品等の情報収集を行い、調達の推進に必要な情報の提供を行う。
- (3) 隨意契約による調達
障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定による随意契約を活用し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。

6 調達の目標

令和5年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 50,000 円

7 調達方針及び実績の公表

- (1) 調達方針は、当該年度の予算や事業等を勘案して毎年度見直しを行い、町ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後に町ホームページ等で公表する。

8 その他

物品等の調達のほか、町及び町の関係団体等が実施する各種イベント等において、そのイベント等の開催趣旨などを考慮したうえで、障害者就労施設等が供給可能な物品の販売スペースの確保にも努めるものとする。

9 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉部福祉課とする。